

福岡女子大学生生活協同組合 ICカード規則

第1条 (ICカードの定義)

この規則でいう大学生協のICカードとは、「Tuoカード」と呼称する大学生協がクレジット会社との提携により発行するクレジット機能付きのカードにICチップを搭載したカード(以下TuoICカードという)と当該生協(以下生協という)が発行するICチップ搭載の組合員カード(以下メンバーズICカードという)の両者をいい、この規則では、ICカードと呼称します。

第2条 (規則の効力)

TuoICカードはTuoカード規則に基づき発行される。メンバーズICカードは、この規則に基づき発行される。したがって、TuoICカードのクレジット機能については、当規則の規定の範囲外とします。この規則に基づいてICカードを発行された組合員をICカード組合員と呼称します。

第3条 (ICカードの利用)

1. ICカード組合員は、カードに貼付されたICチップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。
2. カードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとします。
3. ICカード組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、本条第1項にいうサービスを受けることができなくなるものとします。

第4条 (ICカードの紛失・盗難)

1. ICカード組合員が、カードを紛失するか、盗難にあった場合は、速やかに所属する当該生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。
2. カードを紛失するか盗難にあったICカード組合員が、当該カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該カードを再利用できるものとします。
3. カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、ICカード組合員がこれを負担するものとします。

第5条 (ICカードの再発行)

1. ICカード組合員は、カードの紛失・盗難・その他カードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとします。
2. ICカード組合員が、カードの再発行を受ける場合は、生協所定の手数料を負担するものとします。

第6条 (不備の申し出)

ICカード組合員が、カードの発行または再発行を受けた場合は、ICカード組合員は、直ちにカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

第7条(個人情報)

生協は、別途定められた「組合員情報の保護管理規則」に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報を利用しないものとします。

第8条(届出事項の変更)

1. ICカード組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。
2. ICカード組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第9条(プライバシー情報の保護)

生協は、別途定められた「組合員情報の保護管理規則」に基づき、ICカード組合員がカードを利用することによって入手した、ICカード組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

第10条(カードの利用停止と返却)

1. ICカード組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協が、生協の提供するサービスにおいて、当該カード組合員のカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。
 - ① 申込時に虚偽の申告をした場合
 - ② 本規則のいずれかに違反した場合
 - ③ カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
 - ④ 磁気ストライプ及びICチップに記録された内容を改ざんした場合
 - ⑤ その他、組合員のカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合
2. ICカード組合員が、自らカードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。
- 3.

第11条(ICカード利用の細則)

生協がICカードに付加しICカード組合員に提供するサービスの機能を、ICカード組合員が、利用する際の細則については、別途「ICカード利用細則」に定めるものとします。

第12条(免責)

ICカード組合員は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第13条(規則の変更)

この規則の変更は、生協の理事会において行う。

第 14 条(規則の変更通知)

生協は、この規則を変更する場合は、あらかじめICカード組合員に変更事項を通知するものとします。

第 15 条(準拠法)

この規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第 16 条(合意管轄裁判所)

ICカード組合員は、この規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(付則)

施行日 2006 年 3 月 1 日

I ICカード利用規則

第1章 この細則の目的

この細則は、別途定められた IC カード規則に基づき、生協が IC カードに付加し IC カード組合員に提供するサービスの機能を、IC カード組合員が、利用する際の細則について定めるものとします。

第2章 プリペイド機能の利用

第 1 条(プリペイド利用方法)

1. ICカード組合員は、ICカード対応 POSレジスタ等を用いて現金により入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとします。
2. ICカード組合員は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗(以下「指定店舗」という)及びICカード対応機器で、プリペイドによる買い物サービスを受けることができます。

第 2 条(プリペイド利用の限度額・手数料等)

1. 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これをICカード組合員に通知するものとします。
2. ICカード組合員のプリペイド利用手数料は無料とします。
3. 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第3条(プリペイドが利用できない場合)

ICカード組合員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

1. カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合
2. 指定店舗が、カードで利用ができない商品及びサービスを指定している場合

第4条(プリペイドの紛失・汚損等)

1. カードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ICカード組合員は「ICカード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとしてします。
2. ICカード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「ICカード規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとしてします。紛失には TuoIC カードについては本人の規則違反による回収、機械トラブルを含みます。
3. 第2項においてICカード組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該カードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとしてします。

第5条(返金・返品の禁止)

1. プリペイド未使用残額の返金は、カード組合員の脱退等の事由により、カード組合員がカードの使用を停止し、生協所定の手続きによってカードを生協に提示した場合を除き行わないものとしてします。
2. 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとしてします。

第3章 ポイント機能の利用

第1条(ポイント利用方法)

ICカード組合員は生協利用時に生協所定のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準でポイント券として発券されます。ICカード組合員は、このポイント券を金券もしくは応募券として指定店舗で利用することができます。

第2条(ポイントが蓄積できない場合)

ICカード組合員は、カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合に、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。この場合はポイントが蓄積できないこともあらかじめ承諾するものとします。

第3条(ポイントの紛失・汚損等)

1. カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、カード組合員は第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
2. カード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には、TuoiCカードについては、本人のクレジットカード利用規則違反による回収、機械トラブルを含みます。
3. 前2項においてICカード組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該カードにポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。

第4条(換金の禁止)

生協が、ICカード組合員に、第1条によって発行されたポイント券を金券として利用せしむる際のポイント券を現金と換金することは、行わないものとします。

第4章 ミールカードの利用

第1条(ミールカード利用方法)

1. ICカード組合員は、ミールカードに供する期間に対応する生協が指定した金額を、現金に添えもしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、ICカードによるミールカード利用ができるものとします。
2. カード組合員は、生協が指定した期間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食堂等の店舗(以下「指定食堂等」という)及びICカード対応機器で、ミールカードによる食事等を利用することができます。

第2条(ミールカード利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等)

1. 生協は、ミールカード利用の期間、1日あたり利用限度額及びミールカードで利用できる食事等商品の範囲を定め、これをICカード組合員に通知するものとします。
2. ミールカード申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第3条(ミールカードが利用できない場合)

ICカード組合員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外
- ② 第2条1項による食事等商品以外の商品購入およびサービスの利用の場合
- ③ ミールカード利用期間を超えた場合

- ④ 生協が定める 1 日あたり利用限度額を超えた場合
- ⑤ カードの紛失、汚損、指定食堂等の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合

第 4 条(ミールカードの紛失・汚損等)

1. カードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、IC カード組合員は「IC カード規則」第 5 条にいう再発行の届出を行うものとします。
2. IC カード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「IC カード規則」第 4 条及び第 5 条にいう届出を行うものとします。紛失には TuolC カードについては本人の規則違反による回収、機械トラブルを含みます。
3. 前 2 項の場合において、IC カード組合員がミールカード申込者であり当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、生協は再発行されたカードにミールカード機能を設定するものとします。

第 5 条(返品・返金の禁止)

ミールカードで購入した食事等の商品についての返品は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに第 6 条による場合のほかは、受け付けないものとします。

第 6 条(ミールカード解約の場合の返金)

IC カード組合員が、ミールカード利用期間中において解約する場合は、以下の定めによります。

1. 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって 1 ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合においては、生協は、IC 組合員からの事前もしくは事後 1 年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード購入額から既に利用した金額を差し引いた残額を返金することとします。

※ここで言う事後とは「事」の終了から 1 年以内と規定します。ただし、既に利用した金額がミールカード購入額を超えた場合、返金はありません。なお、すでに利用した額はシステム上計算される金額とし、組合員番号の設定されていない仮ミールカードでの利用分については月割りで算出した利用金額(1 ヶ月未満は 1 ヶ月単位に切り上げ)を適用することにします。
2. 前項以外の場合における中途解約の場合は、前項の返金額から、違約金として月割りで算出した 2 ヶ月分の金額を違約金として差し引いた金額を返金するものとします。ただし、返金額が月割りで算出した 2 ヶ月分に満たない場合、返金はありません。また、この場合の返金は IC カード組合員が、親権者に解約の了解を事前にとることを条件とします。

第 5 章 仮カードの利用

第 1 条(仮カードの発行)

組合員は、ICカードが発行されるまで、生協所定の手続きにより仮カードの発行を受けることができます。仮カードの発行を受ける際に、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととします。

第2条(仮カードの返却)

仮カードの組合員がICカードを入手した場合は、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。第1条でいう預託金が定められ、ICカード組合員から預託金を預かっている場合は、生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。

第3条(仮カードの残額移行)

仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のポイント・プリペイド残高、ミールカード設定をカードに移行することができます。

(付則)

施行日 2006年3月1日